【CSR取組み項目チェックリスト】2025

会社名（グループ申請の場合、すべての企業名を記載）	会社住所（グループ申請の場合、窓口企業のみ記載）	地区協
●●印刷株式会社	●●県●●市●●　●－●－●	●●地区
担当者（グループ申請の場合、窓口企業の担当者を記載）	**担当者アドレス（グループ申請の場合、窓口企業の担当アドレス）**	**社員数（グループ申請の場合、窓口企業の**[illegible]
●●　●●	●●@●●.co.jp	●●名

［CSRセンターからのコメント］

【SDGsの表記について】
＊「有効性評価項目」に取り組んでいれば、貢献していると考えられるゴールとターゲット表記しましたが、取り組み内容によっては、表記以外のターゲットも該当したり、表記しているターゲットが該当しない場合もあります。自社の取り組みがどのターゲットにどのように貢献するか、必ず自分たちで確認してください。
＊独自の解釈をしている企業もあります。他社の取り組みの表記やコンサルタントの説明をうのみにせず、その解釈でよいか、必ず自社で確認してください。
＊複製の際は、指標も参考にしてください。
＊「コメント」もお読みください。
＜確認のために参考になるサイト・資料＞
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html （ゴールのアイコンをクリックするとターゲットと指標が表示され、指標右の「V」マークをクリックすると指標の定義や考え方、その指標が設定された背景などの説明が表示されます。）
https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf （企業向けの指南書である『SDG Compass』の日本語版です。参照してください。）

【審査員による「判定」欄の着色に関する凡例】
青色＝参考資料を記載した事項
黄色＝お手本になる、注目すべき取組み
赤＝不可とした事項
ピンク＝問合わせた事項、質問点、注意点

【備差値について】
・各CSR項目および全体とも取り組み数を元に算出しています。

【「申請企業記入欄」記入時の注意事項】
＊申請企業は、水色のセルにのみご記入ください。 表題が違い黄色の項目は、ワンスター（１s）更新の企業のみご記入ください。
＊有効性評価項目番号のセルが薄い黄色の項目、2025年度改訂で新設・変更された項目です。
＊有効性評価項目～コメントまでが太線になっている項目は法で定められているものです。
＊【その他注目すべき取組み】で申請する場合、「有効性評価項目」の欄に取組み名を記してください。欄を増やす場合、【その他・・・・】の最初の欄（1.8.1や2.12.1など）を行ごとコピーし、「コピーしたセルの挿入」で増やしてください。
＊記入時には、グレーの領域の「注意事項」も読んでください。
＊「グループ申請」の場合、表題を緑に塗りつぶした列に、シナジー効果をご記入ください。記入がない場合、その取り組みは×とします。

貴社の各CSR項目の備差値

取り組み数から算出した貴社のCSR備差値

CSR項目		有効性評価項目		該当の可能性があるSDGs：対応する可能性があるSDGsのゴール	該当の可能性があるSDGs：対応する可能性があるSDGsのターゲット	コメント	申請企業記入欄：<ワンスター更新のみ>前回認められた項目に記号の○で入力	申請企業記入欄：<全申請企業>今回申請した項目に記号の○で入力	申請企業記入欄：<ワンスター更新のみ>（1）前回認められたが、今回申請していない項目がある場合、取組みをやめた理由（2）今回新規の取組みを申請した場合、取組みを始めた理由を(1)/(2)の番号を振って記載してください。	申請企業記入欄：<グループ申請の場合>その取り組みによってどのようなシナジー効果をグループ内で生んでいるのかを記載すること。例：研修を一元化することによってコストを削減している	申請企業記入欄：<全申請企業>今回提出した資料名	取組みポイント数	ポイントは自動集計されます	注意事項	ワンスターの認定条件：必須条件	ワンスターの認定条件：条件	ワンスターの認定条件：合格ライン	審査機関使用欄：判定○×	審査機関使用欄：ポイントは自動集計されます	審査機関使用欄：備考（不可理由、認定期限等）
1	コンプライアンス（必要ポイント数3）	(1.1)	法令遵守【宣誓書】	特に意識している法令について、その法令がかかわるゴールは何かを考えるとよいです。	特に意識している法令について、その法令がかかわるターゲットは何かを考えるとよいです。	法令を遵守していれば、法令に関わるターゲットすべてに貢献していることになりますが、経営戦略（CSR）のためには、戦略的意図を持って取り組んでいる必要があります。したがって、自社の経営課題とのかかわりで、意識的にある法令を重視している場合、それによって貢献するターゲットを特定するという手続きが望ましいです。		○			宣誓書（所定様式）	1	8		必須	必項	3P以上		0	
		(1.2)	納税している（税金の未納がない）。					○			納税証明書（3の3）	1								
		(1.3)	過去3年以内に法規制などにより行政処分を受けた実績がない。【宣誓書】					○			宣誓書（所定様式）	1								
		(1.4)	2次利用を含め自社の知的財産権などの権利を守る取組みをしている。									1				任意				
		(1.5)	2次利用を含め他事業体の知的財産権などの権利を侵害しない取組みをしている。					○			組織図（窓口の部署名・担当者名を表示）	1								
		(1.6)	法務に関する窓口がある。	法令順守の窓口と解すと、（1.1）～（1.3）と同じことになります。	法令順守の窓口と解すと、（1.1）～（1.3）と同じことになります。	（1.1）～（1.3）と同様です。		○			組織図（窓口の部署名・担当者名を表示）	1								
		(1.7)	セクハラやパワハラなどのハラスメントを生まないための法定の取り組みのすべて（①方針等の明確化および周知・啓発、②体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、④プライバシー保護の方策とその周知、⑤相談を理由とした不利益扱いの禁止規程とその周知）ができている。	5 ジェンダー平等を実現しよう、8 働きがいも経済成長も、10 人や国の不平等をなくそう、16 平和と公正をすべての人に	5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3、16.1	取組の内容によって、該当しないターゲットがある場合があります。		○			社内勉強会議事録	1		方針、周知したことが分かる内部研修資料および記録、体制がわかる組織図、対応のための規程および運用マニュアルなどを提出すること。エビデンスには、①～④のどれに該当するのかを手書きでよいので明記すること。					0	
		(1.8)	反社会的勢力と連携や協力をしていない。【宣誓書】	特に意識している反社会的勢力（暴力団など）があれば、その反社会的勢力にかかわる取り組みが貢献するゴールは何かと考えるとよいです。	特に意識している反社会的勢力（暴力団など）があれば、その反社会的勢力にかかわる取り組みが貢献するターゲットは何かと考えるとよいです。	様々な反社会的勢力がいるため、たくさんのターゲットがかかわりますが、特に念頭に置いている反社会的勢力があったり、意識的な取り組みをしている場合、それにかかわるターゲットを特定するとよいです。		○			宣誓書（所定様式）	1								
		(1.9)	人権デュ－ディリジェンスへの対応など、人権擁護に積極的に取り組んでいる。	取り組み内容に従ってゴールを確定させてください。特に1～6、8、10、11、16、17が該当する可能性があります。	取り組み内容に従ってターゲットを確定させてください。							1		人権擁護の取り組みをつ住めるための社内規程、サプライチェーンの取り組みであることを示す概念図や契約書、連携している企業や団体が発行する証明書など。						
		(1.10)	下請け法の順守等取引先との公正公平な関係作りを積極的に進めている。					○			規程	1		下請け法順守を積極的に推進するなどを謳った方針や規程（規定は該当部分をマーカーすること）						
		(1.11)	【その他注目すべき取組み】 1.11.1									1		1．全印工連特別ライセンスプログラムは現段階では対象としない。 2．障害者を法定雇用率に従って雇用している。なお、雇用義務がないのに障害者を雇用していたり、法定雇用率を大きく超える場合は、5雇用・労働安全で評価。						
			1.11.2									1								
2	環境（必要ポイント数4）	(2.1)	GP認定を取得している。	6 安全な水を世界中で使えるようにしよう、7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、9 産業と技術の革新を、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナーシップで目標を達成しよう	3.9、6.3、7.3、8.4、8.8、11.6、12.2、12.4、12.5、12.6、13.3、14.3、15.1、15.2、15.5、17.17	ここでの表記は、日印産連の解釈に従いました。 自社の取り組みによって該当しない場合もありますのでお気を付け下さい。		○			認定証の写し	4	18		任意	必項	4P以上		0	
		(2.2)	GP認定以外の印刷業向けの認証や認定を取得している。	4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等を実現しよう、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術の革新を、12 つくる責任 つかう責任、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナーシップで目標を達成しよう	4.3、4.5、5.1、6.6、8.1、8.5、8.8、9.2、12.2、15.1、15.2、15.5、17.16、17.17	ここでの表記は、FSCの場合（FSCの原則と基準を参照）。 認証基準や認証された取り組み内容によって貢献するターゲットが異なります。		○			FSC森林認証の写し	1		FSCなど（GPと基準が異なる）						
		(2.3)	環境推進工場登録を取得している。	3 すべての人に健康と福祉を、8 働きがいも経済成長も、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、17 パートナーシップで目標を達成しよう	3.9、8.4、8.8、11.6、12.2、12.4、12.5、13.3、14.3、17.17	必須項目の場合のみです。それ以外は取り組み内容によって異なります。13.3については、当登録制度が気候変動緩和に貢する制度として、13.3.2のベースとなると解しています。		○			登録証の写し	2		環境推進工場＝啓発ポスター、空調の温度指定が必須などGPと異なる（ISOとも異なる）。						
		(2.4)	ISO14001を取得している。	6 安全な水を世界中で使えるようにしよう、7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、9 産業と技術の革新を、12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 6.3、7.2、9.4、12.4、12.5	17.17以外は、印刷業で認証をとっている場合、最低限取り組んでいると思われる内容を挙げました。MSに乗せる取り組み内容により、3.9、6.6、6.b、11.6、12.2、12.3、14.1、14.3、15.1、15.2、15.4、15.5などを対応する可能性があります。		○			認証の写し	2								
		(2.5)	ISO14001以外の環境関連の認証や認定（エコアクション21等）を取得している。	6 安全な水を世界中で使えるようにしよう、7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、9 産業と技術の革新を、12 つくる責任 つかう責任、17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 6.3、7.2、9.4、12.4、12.5							1		エコアク21要求事項＝MS、CO2・廃棄物・排水量・資源／化学物質使用量、報告書						
		(2.6)	GPを取得しているか否かにかかわらず、環境配慮製品の製造または販売を推進している。	12 つくる責任 つかう責任	12.2、12.4、12.5	取り組み内容により、6.3、6.6、11.6、14.1、14.3、15.1、15.2、15.4、15.5など、他にも対応するターゲットはありえます。		○			森林認証紙やベジタブルインキ使用の推奨	1		・GPの要求事項であるが、「GP取得」でも申請OK ・HLインキとnon-VOCインキはそれぞれ別に記						
		(2.7)	環境関連の表彰を受けたことがある。	17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.17	具体的な取り組み内容により、3.9、6.3、6.6、6.b、、11.6、12.2、12.4、12.5、12.8、14.1、14.3、15.1、15.2、15.4、15.5など、対応するターゲットはありえます。		○			第●回印刷産業環境優良工場表彰奨励賞の賞状の写し	1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。 なお、日印産連環境優良工場表彰「大臣賞」については上記に関わらず、永年で認める。						
		(2.8)	環境報告書を出している。	12 つくる責任 つかう責任	12.6			○			環境報告書	1								
		(2.9)	地域の環境活動に参加している。	6 安全な水を世界中で使えるようにしよう、12 つくる責任 つかう責任、17 パートナーシップで目標を達成しよう	6.b、17.17	6.bは、取り組み内容によって該当しない場合もあります。また、取り組み内容により、他にも対応するターゲットはありえます。		○			地域清掃・ゴミ拾いの記録、写真	1								
		(2.10)	CFP、カーボンオフセットなどに取り組んでいる。	12 つくる責任 つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートナーシップで目標を達成しよう	12.4、14.3、17.17	国内だけでの取り組みの場合（国内の団体と連携し、J－クレジットを購入している場合）。		○			カーボンオフセット証明書の写し	1								
		(2.11)	プラスチックごみの削減に取り組んでいる	12 つくる責任 つかう責任、14 海の豊かさを守ろう	12.4、12.5、14.1			○			環境報告書	1		分別やリサイクルでは不十分。減らす工夫をしていることが必要。						
		(2.12)	電気自動車など環境対応車両の導入に取り組んでいる。	9 産業と技術の革新を、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任 つかう責任、14 海の豊かさを守ろう	3.9、7.2、11.6、12.2、12.4、14.3			○			社用車の契約書の写し	1								
		(2.13)	再生可能エネルギーを使用している	7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、9 産業と技術の革新を、12 つくる責任 つかう責任、14 海の豊かさを守ろう	7.2、9.4、12.2、12.4、14.3	太陽光、風・水力、自然界の熱、バイオマスなどによる電気、熱、燃料製品の利用（再エネ法参照）						1		契約書、自然エネルギー由来の電力などであることを説明する資料（森林を伐採して設置された太陽光発電施設では本末転倒の面がある）						
		(2.14)	CO_2の削減目標を設定している	12 つくる責任 つかう責任、14 海の豊かさを守ろう	12.4、12.5、14.3							1								
		(2.15)	【その他注目すべき取組み】 2.15.1 エコ検定の受検料の会社負担					○			受検料を会社負担した伝票の写し	1		1．ISO14001「4.2環境方針」で「a)一般入手可能」が求められているが、ISO認証取得でもOK。GP「事業者の取組み」でも「方針や取組みの公開」が求められているがGP取得でもOK。 2．ゴミ分別処理は環境CSRの一環であるが、全印工連としては「分別は当然」と捉え、地域自治体の制度を超える取組みをしている場合にのみポイントを認定する。 3．エコ用紙使用のデータがあるなど管理している姿勢は○。エビデンスの余白に管理している旨を記載する。 4．測定義務がないのに職場測定をしている場合、労安で評価するが、大気汚染防止法・水質汚濁防止法に法っている場合（排出口で測定など）、環境で評価可。 5．職場の節電（昼休みの消灯など）、裏紙使用、クール/ウォームビス推進（両方で2ポイントとはならない）、啓発掲示なども可。						
			2.15.2 ●●電力・電給調整共生特約締結					○			電力会社との契約書	1								
			2.15.3									1								
			2.15.4									1								

3	情報セキュリティ（必要ポイント数4）	(3.1)	Pマーク、ISMS、JPPS、PISMのいずれかの認証を取得している。		4.3、4.4、8.8、17.17	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			Pマーク認定証の写し	4		これらのうち2つ以上取得しており、3.2の申請がない場合に限り、プラス1ポイントで評価する。その場合、3.2に、3.1の取組みを1つ記載すること。	任意	4P以上		0	
		(3.2)	(3.1)以外の情報セキュリティ関連の認証を取得している。		4.3、4.4、8.8、17.17	8.8は、社員の情報が含まれる場合。 認証基準に情報セキュリティに関する従業員教育が含まれていたり、含まれていないが実施している場合、4.3、4.4も入ります。						1							
		(3.3)	個人情報保護に関する認証を取っているか否かにかかわらず、顧客（個人）情報管理が厳重に行われている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			パスワードで保護されたフォルダの写し	1							
		(3.4)	3.1および3.2の認証を取得しているか否かにかかわらず、厳重な文書管理をしている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			Pマーク規程の写し	1		JISQ15001「3.4.3適正管理」などで求められているが、3.1、3.2の認証を取得していてもOK。					
		(3.5)	コンピュータネットワークの管理をしっかり行っている。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			Pマーク規程の写し	1							
		(3.6)	データをクラウドサービスなどを利用し社外にバックアップしている。		11.5、17.17			○			クラウドサービス契約書の写し	1		BCPを重んじている場合、「4品質」の【その他注目すべき取組み】でも申請可能。セキュリティを重んじている場合、こちらで申請。いずれかしか					
		(3.7)	情報セキュリティに関する窓口がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			組織図（窓口の部署名・担当者名を表示）	1		ISO27001取得の場合、事務局機能だけでなくPCやネットワークに関する相談窓口等の機能もあること					
		(3.8)	守秘義務規程、機密保持規程がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。						1	11	・社内向けの規程を想定。 ・規程の該当部分に必ずマーカーすること。 ・誓約書や契約書は、「その他」で申請すること。 **・個人情報保護に関する規程は該当しない。**					
		(3.9)	テレワークに関する情報セキュリティのルールがある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。						1							
		(3.10)	個人情報保護に関する認証を取得しているか否かにかかわらず、個人情報保護規程がある。		8.8	8.8は、管理対象に社員の情報が含まれる場合。		○			個人情報保護方針	1		JISQ15001「3.3.5内部規定」などで求められているが、3.1、3.2の認証を取得していてもOK。					
		(3.11)	顧客情報の流出や個人・法人への誹謗中傷等を防止するSNS対策に取り組んでいる。		8.8	同僚への誹謗中傷を防止も含むと考えた場合。						1							
		(3.12)	オプトイン・オプトアウトの実施等、個人情報を適切に利用している																
		(3.13)	【その他注目すべき取組み】 3.13.1 **出入口への監視カメラ設置**					○			取扱説明書の写し、写真	1		1．個人情報保護やISMSに関する社員教育は、認証を取得していてもOK。 2．個人保護方針や情報セキュリティ方針のサイトでの公開は、認証を取得していても、OK。 3．監視カメラがある場合、1か所でよいので写真をエビデンスとして送付する。 4．クラウドバックアップシステムの利用やセキュリティソフトはOK。					
			3.13.2									1							
4	品質（必要ポイント数3）	(4.1)	関連の認証や認定を取得している（ISO9001、Japan Color認証、Kaleido認証など）。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。取り組みによって、8.1、8.2、8.3などが当てはまる可能性があります。		○			ISO9001認証の写し	3		ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、（4.8）【その他注目すべき取り組み】で申請すること。	任意	3P以上		0	
		(4.2)	MUDの考え方に基づいた製品を扱ったり、サービスを行ったりしている。		10.2			○			MUD対応印刷物	1							
		(4.3)	従業員にMUD検定有資格者がいる。		10.2			○			NLマーク表示のインクを使用した印刷物	1							
		(4.4)	高齢者対応の製品・サービスを行っている。		10.2			○			MUD対応印刷物	1		同じ商品で障害者・外国人とのダブリOK					
		(4.5)	健康や安全に配慮した製品・サービスを行っている。		3.9、12.4	取り組み内容により、当てはまらない場合があります。		○			MUD対応印刷物	1		子どもの安全性も含む。					
		(4.6)	障害者対応の製品・サービスを行っている。		10.2							1		同じ商品で高齢者・外国人とのダブリOK					
		(4.7)	外国人に配慮した製品・サービスを行っている。		10.2							1		同じ商品で障害者・高齢者とのダブリOK					
		(4.8)	QC、TQC活動を行っている。		8.2	取り組み内容により、当てはまらない場合があります。		○			改善会議議事録	1	10	・ISO9001とのダブリOK（システムと有効性の違い） ・ボトムアップのQCサークル活動を積極展開して従来十分に考えられてこなかった営業の業務品質に、これからは注力する必要があるという業界課題が営業にある。					
		(4.9)	営業などの業務品質を上げる努力をしている。									1							
		(4.10)	品質関連表彰を受けたことがある。		17.17	取り組み内容により、8.2、8.4、12.4なども当てはまる可能性があります。		○			楽天ビジネスアワード「印刷プレス大賞」受賞	1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。					
		(4.11)	【その他注目すべき取組み】 4.11.1 **色彩検定やMUD検定の受検料の会社負担**					○			受検料を会社負担した伝票の写し	1		1．MUD教育研修を会社負担で受験させているはOK 2．ULインキは客など社外の人のためなら品質、社員のためなら労安。 3．品質のため社員に外部の検定や研修を受けさせている場合は、こちらで評価（会社負担の必要あり）。 4．ISO9001を取得しており、かつ、Japan Color認証もしくはKaleido認証を取得している場合、、Japan Color認証もしくはKaleido認証は、（4.8）【その他注目すべき取組み】で申請すること。 5．クラウドサービスなどを使ったデータの社外バックアップを、BCPの一環で行っている場合、こちらで申請可能。セキュリティを重んじている場合、3.6で申請。いずれかしか認められない。					
			4.11.2									1							

5	雇用・労働安全（必要ポイント数8）	(5.1)	定期健康診断を実施している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8、17.17	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。		○			健康診断実施記録	1			全CSR項目で必要ポイント以上を取得すること	必須	8P以上		0	
		(5.2)	育児・介護休業法が求める「介護支援制度」を就業規則等に定めている。		5.4、8.5、8.8、10.2	8.5は、制度が就労の継続につながると解しています。		○			就業規則、育児・介護休業規程	1								
		(5.3)	育児・介護休業法が求める「出産育児支援制度」を就業規則等に定めている。		5.4、8.5、8.8、10.2	8.5は、制度が就労の継続につながると解しています。		○			就業規則、育児・介護休業規程	1								
		(5.4)	関連の認証や認定を取得している。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。						1								
		(5.5)	雇用や労働安全に関する表彰を受けたことがある。		17.17							1	前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。								
		(5.6)	20年存立			過去の雇用によって8.6などが当てはまりますが、現在から未来を意味する項目ではないので、該当無しとします。		○			会社案内、登記簿謄本の写し	1								
		(5.7)	人事評価制度を文書化している。		4.3、8.8	4.3は、人事評価をしっかりした教育訓練のための基礎資料に使っている場合。		○			人事考課関連文書の写し	1								
		(5.8)	法定を超える介護支援制度がある。		5.4、8.8、10.2							1	規程をエビデンスとする場合、どこが法を超える部分かマーカーする。 就業規則は、法的義務であり、労基法89条でひな形にある事項は、就業規則への記載が求められているため、ひな形を起こしただけのものは不可となるので要注意。						
		(5.9)	法定を超える出産育児支援制度がある。		5.4、8.8、10.2							1								
		(5.10)	65歳以上の高齢者を従業員の15%以上雇用している。もしくは、12%以上15%未満の場合、何らかの優遇措置を取っている。		8.5、10.2			○			65歳以上の雇用保険被保険者一覧	1	65歳以上を雇用していることがポイントとなる。 65歳以上の雇用人数がわかるデータや、優遇措置の内容が分かる規程などをエビデンスとして提出。						
		(5.11)	雇用義務がないにもかかわらず、もしくは、義務があっても法定雇用率を超えて、障害者を雇用している。		8.5、10.2							1	法定雇用率を超えていることをもって申請する場合、超えていることが分かる資料。						
		(5.12)	全印工連の定義に基づくダイバーシティ経営を進めている。		5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3							1	取組みを示す規程もしくはCSR報告書の記載など取り組み内容が明確にわかるもの						
		(5.13)	多様な働き方に配慮するための規程を作っている。		8.5、8.8、10.2、10.3							1								
		(5.14)	役員を含む全管理職のうち、女性管理職が10%以上いる。		5.1、5.5							1	女性管理職の割合が分かる資料を提出。組織図や名簿の場合、女性の管理職に○をつけ、概算の式（女性管理職数/管理職数）を記載す						
		(5.15)	【100人以下の企業のみ】次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取り組んでいる。		5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3	法令に基づいただけの取り組みは、別途連携を図っていない限り、行政とのパートナーシップと考えない。						1	参考サイト http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/						
		(5.16)	【100人以下の企業のみ】女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取り組んでいる。		5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3	法令に基づいただけの取り組みは、別途連携を図っていない限り、行政とのパートナーシップと考えない。		○			一般事業主行動計画	1	参考サイト http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html（2022年4月1日より101人以上法定）						
		(5.17)	一般事業主行動計画の策定義務がなくワークライフバランスの取組みをしている、もしくは、行動計画策定義務があるが行動計画以外の取組みをしている。		5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3							1								
		(5.18)	男性の育児休暇取得に取り組んでいる。		8.8							1								
		(5.19)	パワハラを防止するための法定を超える取り組みとして、①一元的な相談体制の整備、②パワハラ要因を解消する取り組み、③他社社員・就活者・実習者・納入業者などへの方針の伝達、④カスタマーハラスメント対策、のいずれかができている。		5.1、5.5、8.5、8.8、10.2、10.3、16.1	取組の内容によって、該当しないターゲットがある場合があります。		○			組織図（窓口の部署名・担当者名を表示）	1	18	体制がわかる組織図、要因を除去するための社内研修資料・記録、方針を伝達されたとの相手先のサインが入った確認書、カスタマーハラスメント対応のためのサポート体制を示す組織図やサポートマニュアルなどを提出すること。 エビデンスには、①～④のどれに該当するのかを手書きでよいので明記すること。						
		(5.20)	健康相談窓口を設置している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。		○			組織図（窓口の部署名・担当者名を表示）	1								
		(5.21)	労務相談窓口を設置している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。		○			社会保険労務士との顧問契約書の写し	1								
		(5.22)	窓口に専門職を置いている、もしくは法定外で外部専門家（社労士、産業医等）と契約している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。		○			教育実施記録の写し	1	産業医は、50名以上の事業所では法的義務なので、この項目では申請できない。なお、50人以上安全管理者、衛生管理者、10～49人安全衛生推進者か衛生推進者が必要なので、気を付けること。						
		(5.23)	雇用・労働安全に関する教育を行っている。		3.4、3.5、4.3、8.5、8.8							1	労安法59条で義務付けられているので、やっているはず。やっていればどの企業も申請可。						
		(5.24)	テレワークに対応した（対応するための）システムを導入している。		8.5、8.8、10.2、10.3							1								
		(5.25)	フリーランス法を順守する契約に基づいてフリーランスとの間で契約を結んでいる。		8.5、8.6、8.8、10.2、10.3	8.6は24歳以下の者が対象者にいる場合。		○			契約書	1	フリーランス法の趣旨を盛り込んでいることが分かる契約書（該当部分にめずマーカーすること）						
		(5.26)	法定以外の健康診断等を全社負担にて受診する機会を社員に提供している。		3.4、3.5、3.8、8.5、8.8	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。		○			がん検診を全社負担した伝票の写し	1	「法定外で実施していて」なおかつ「勤務時間外い」「受診費用の全社負担」である必要がある（100%でなくてよい）。実施記録でなく、規程でもよい。						
		(5.27)	過去3年間労働災害が発生していない。【宣誓書】		8.5、8.8	8.5は、労働災害がないことが就労継続につながると解しています。		○			宣誓書（所定様式）	1								
		(5.28)	過去3年間、会社都合による退職がない。【宣誓書】		8.5、8.6、8.8、10.2、10.3	8.6は24歳以下の社員が社内にいる場合。		○			宣誓書（所定様式）	1								
		(5.29)	就業規則等の規程類が定期的に見直されている。		8.5、8.8	適切な就業規則は、適正な賃金・雇用環境、および、安心できる職場を生むと解しています。		○			就業規則（改訂年月日表示）	1								
		(5.30)	法定を超えるメンタルヘルス対策をしている。		3.4、8.5、8.8	8.5は、健康の維持が就労継続につながると解しています。						1	ストレスチェックは、50人以上法定、50人未満努力義務なので、50人未満はストレスチェックで申請できるが、50人以上でストレスチェックで申請する場合、法定以上の取組みをしている必要がある。 法定を超えていることが分かる資料を提出し						
		(5.31)	化学物質についてのリスクマネジメントを実施している。		3.4、3.9、3a、8.5、8.8	3aは、タバコが取り組みの対象になっている場合。8.5、8.8は、化学物質が職場に影響を与えると解した場合。		○			社内禁煙の掲示、喫煙場所の設置図	1								
		(5.32)	化学物質のリスクアセスメントを実施している。		3.4、3.9、3a、8.5、8.8	3aは、タバコが取り組みの対象になっている場合。8.5、8.8は、化学物質が職場に影響を与えると解した場合。						1	リスクマネジメントの一環ではあるが、重要であるためのアセスメントのみを切り出してここで評価。 労安法28条の定め該当する企業はやっているはず。該当企業も申請可。						
		(5.33)	【その他注目すべき取組み】 5.33.1 永年勤続表彰					○			表彰規程、社内報	1	1. 事業場内メンタルヘルス推進担当者は努力義務なのでOK。 2. 安全委＝安全管理者を置く事業所（製造業50人）で100人以上法定（労働安全衛生法施行令第8条）なので、100人以上は申請不可。 3. 衛生委＝50人以上法定（労働安全衛生法施行令第9条）なので、50人以上は申請不可。 4. VOC警報器の設置はOK. 5. ULインキは、社員のための場合、労安で評価。						
			5.33.2									1								
			5.33.3									1								

6	財務・業績 （必要ポイント数3）	(6.1)	関連の認定・認証を取得している。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。 なお、優良申告法人の場合、納税を通して行政のSDGs促進に貢献していることにはなりますが、特定のSDGsを念頭に置いた積極的戦略ではないため、「当てはまるターゲットはなし」						1	9		任意	3P以上		0	
		(6.2)	関連の表彰を受けたことがある。		17.17			○			税務署からの優良申告法人表彰の写し	1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。					
		(6.3)	3期連続黒字である。		8.1、8.3、9.2	8.3は、貴社が中小零細企業である場合。		○			直近の3期分の損益計算書の写し	1							
		(6.4)	出納担当者と帳簿作成担当者を分離している。		8.3、9.2	経営の安定や戦略構築の容易さによって成長を伴う可能性があるためであり、これらの取り組みによって、そのような成果を出している必要がある。 さらに、8.3は貴社が中小零細企業であり、なおかつ、成長している場合に当てはまる。		○			組織図（各担当者名を表示）	1							
		(6.5)	毎期予算を作成している。		8.3、9.2			○			直近の1期分の予算書の写し	1							
		(6.6)	発生主義月次決算をしている。		8.3、9.2			○			月次決算表の写し、月次試算表の写し	1							
		(6.7)	外部専門家（財務コンサルタント等）と、財務関連のコンサルティングや相談の契約をしている。		8.3、9.2							1		財務関連のコンサルティングや相談が含まれていることが必要。**該当部分にマーカーすること。**					
		(6.8)	課長職以上の管理職が収支状況を把握している。		8.3、9.2			○			会議議事録の写し	1		管理職には課長職も含まれる。課長職以上が把握していることを示すエビデンスが必要。					
		(6.9)	不祥事発生時取締役の再任不可規程がある。					○			役員規程	1							
		(6.10)	受注販売管理システム（MIS等）を導入している。		8.3、9.2	この取り組みが経営効果を読んでいる場合に当てはまる。8.3は中小零細企業であり、なおかつ、成長している場合。						1							
		(6.11)	SRI（社会的責任投資）を実施している。		17.16、17.17	グローバルなSRIの場合、17.16が該当する。 投資対象企業の取り組みによって、17.16、17.17以外のターゲットがかかわってきます。						1							
		(6.12)	【その他注目すべき取組み】 6.12.1 **日商簿記検定の受検料の会社負担**					○			受検料を会社負担した伝票の写し	1		1. 会計ソフトはOK。 2. コンサル会社での情報交換はOK。					
			【その他注目すべき取組み】 6.12.2 **社員持株制度**					○			社員持株制度規程	1							
7	社会貢献・地域志向 （必要ポイント数4）	(7.1)	関連の認定や認定を取得している。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。「G1貧困」、「G2飢餓」、「G12~15環境」にかかわることが多い傾向があります。						1	9		任意	4P以上		0	
		(7.2)	関連の表彰を受けたことがある。		17.17							1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。					
		(7.3)	製品・サービスにおいて地域を意識している。					○			ゆるキャラのデザイン提案、観光招取の接客書の写し	1							
		(7.4)	顧客・取引先を地域から選択		9.3	ここでの表記は、取引先に地域の小規模企業がある場合。		○			得意先一覧（80%以上が地域の得意先）	1							
		(7.5)	事業の中でまちづくりや地域の課題解決に取り組んでいる。		17.17	17.17は、地域の商店街やNPOと連携したり、サプライチェーンを超えた協力企業との連携がある場合。取り組む課題内容によって、貢献するターゲットがある場合があります。						1							
		(7.6)	マンパワーを提供して会社としてボランティア活動をしている。	どのようなボランティアを行っているかをもとに、対応するゴールを確定させてください。	どのようなボランティアを行っているかをもとに、対応するターゲットを確定させてください。	ボランティアの内容によっては、該当するターゲットがない場合があります。よく見られる環境関連活動の場合、3.9、6.6、6b、12.4、12.5、12.8、14.1、14.3、15.1、15.2、15.4、15.5などが当てはまる可能性があります。地域ととともに実施している場合、17.16や17.17も該当する可能性があります。		○			マーチング活動の記録、地域活性の企画の写し	1							
		(7.7)	地域にモノやお金を寄付している。		17.17	海外の社会課題への取り組みや国際NGOへの寄付の場合、17.16が該当します。 寄付先が取り組む事業に基づいて、ターゲットへの貢献を特定してください。		○			会社周辺の清掃の写真、児童施設へのお絵かき用携帯提供の記録の写し	1		寄付は毎年更新されていれば可。更新されていなければ不可。					
		(7.8)	文化事業等を支援・推進している。	何を支援・推進しているかをもとに、対応するゴールを確定させてください。	何を支援・推進しているかをもとに、対応するターゲットを確定させてください。	取り組み内容によって、該当するゴールやターゲットがない場合があります。		○			夏祭り・秋祭りの協賛金の領収書の写し	1		寄付は毎年更新されていれば可。更新されていなければ不可。					
		(7.9)	会社見学、工場見学を積極的に受け入れている。		8.6			○			市民合唱団定期演奏会プログラム、無形民俗文化財観光案内板の企業広告	1		採用の一理としての会社説明会は、地域貢献とは言いにくいので原則として×。地域人材育成のコンセプトが確認できる資料が提出されれば○（200330追記）。					
		(7.10)	インターンシップを受け入れている。		4.3、8.6			○			工場見学のお礼状、社内報	1		中学生などの「職場体験」はインターンシップに含まない。その他注目すべき取組みで別途評価。 高校・大学との関係づくりができているかどうかも重要なので、募集してこなかった場合は、×。採用活動のインターンは原則として×だが、地域人材育成のコンセプトが確認できる資料が提出					
		(7.11)	障がい者の作業所に業務を発注している。		8.5、10.2、17.17			○			受け入れた学生の名簿、記録	1							
		(7.12)	【その他注目すべき取組み】 7.12.1 **ペットボトルキャップの寄付**					○			ペットボトルキャップ回収の貼り紙の写真	1		ロータリークラブでの活動の場合、社長だけが参加するのではなく、社員も巻き込んでいなければならない。					
			【その他注目すべき取組み】 7.12.2									1							
8	情報開示・コミュニケーション （必要ポイント数3）	(8.1)	関連の認定・認証を取得している。		17.17	17.17以外に貢献するターゲットがあるかどうかは、認定・認証や表彰を受けた内容によります。						1	7		任意	3P以上		0	
		(8.2)	関連の表彰を受けたことがある。		17.17							1		前回の認定以前に取得し、過去の認定で申請した表彰は不可。ただし、同じ表彰でも、前回の認定以降に取得し更新されている場合は可。					
		(8.3)	顧客対応専門の窓口を設置している。			顧客のニーズは多様であり、一定のターゲットに常に対応しているわけではないので、該当なしとします。		○			組織図（窓口の営業担当を表示）	1							
		(8.4)	顧客対応専門の担当者を配置している。					○			組織図（窓口の営業担当を表示）	1							
		(8.5)	ES（従業員満足度）調査を行い、改善につなげている。		8.5、8.8			○			従業員アンケートの結果	1		調査票もしくは調査結果の集計資料、および、それに基づいて改善につなげたことがわかる会議資料					
		(8.6)	CS（顧客満足度）調査を行い、改善につなげている。			顧客のニーズは多様であり、一定のターゲットに常に対応しているわけではないので、該当なしとします。		○			お客様アンケートの結果	1		調査票もしくは調査結果の集計資料、および、それに基づいて改善につなげたことがわかる会議資料					
		(8.7)	外部委託先の評価をしている。		9.3			○			外注先のコンプライアンスを調査・評価した記録	1							
		(8.8)	付加価値を高める業界内連携を促進する取り組みをしている。		8.2、8.3、9.3	8.3は、連携の中に中小零細企業がいる場合に該当します。						1							
		(8.9)	顧客対応教育・訓練を行っている。		4.3							1							
		(8.10)	情報開示を積極的に行っている。【宣誓書】		12.6			○			宣誓書（所定様式）	1							
		(8.11)	**定期的に**CSR報告書を出している（取組状況を一般に開示）。		12.6							1		Webでの公開の場合も、更新が確認できれば可。					
		(8.12)	内部通報者を保護する制度や規程がある。		8.5、8.8							1							
		(8.13)	【その他注目すべき取組み】 8.13.1 **社外報の配布**					○			社外報	1		個人情報保護方針や情報セキュリティ方針をWEB公開している場合。こちらで評価する場合あり（3情報セキュリティで申請していない場合に限る）。公開が要求事項となっている認証を取得していてもOK。 なお、方針の策定と公開は別々に評価する。					
			【その他注目すべき取組み】 8.13.2									1							